

# ギリシャ 譲歩

支援延長 EUと合意 ③

# 定数配分に新手法

1票の格差縮小へ検討 ⑤

# 日本経済新聞

2月22日

日曜日

発行所 日本経済新聞社  
 東京本社 ①(03)3270-0251  
 〒100-8066 東京都千代田区大手町1-3-7  
 大阪本社 ②(06)6943-7111  
 名古屋支社 ③(052)243-3311  
 西部支社 ④(092)473-3300  
 札幌支社 ⑤(011)281-3211

信頼に応えるタキロングループ  
 今日を支える、明日を変える。  
**タキロン**

購読のお申し込み  
 ☎ 0120-21-4946  
<http://www.nikkei4946.com/>  
 日経電子版  
<http://www.nikkei.com/>  
 お問い合わせ(7:00-21:00)  
 ☎ 0120-24-2146

# 社外取締役2人以上に

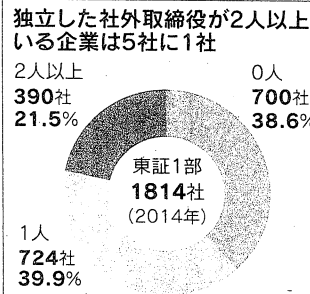
# 東証、6月に新ルール

## 1、2部対象

東京証券取引所は上場企業に対し、独立性が高い社外取締役(3面きょうのことば)を2人以上選ぶように促す上場規則案をまとめた。2人以上選任しない場合に企業は理由を説明する義務があるとし、説明しない企業には罰則を適用する。社外の視点を取り入れて企業経営の規律を強め、収益力を高めていく欧米型の企業統治(コーポレートガバナンス)が日本でも本格的に始まる。

# 選任しないと説明義務

東証で上場制度のあり備懇談会がまとめた。政で、金融庁と東証が取り方を議論する上場制度整備府の成長戦略の柱とし「組む「企業統治指針」の



複数の社外取締役を選任した企業 (カッコ内は選任時期)

トヨタ自動車(2013年6月)	
宇野 郁夫	日本生命相談役
加藤 治彦	証券保管振替機構社長(元国税庁長官)
マーク・ホーガン	米ゼネラル・モーターズ元副社長
新日鉄住金(14年6月)	
大塚 陸毅	JR東日本相談役
藤崎 一郎	前駐米大使
キヤノン(14年3月)	
斉田国太郎	元大阪高検検事長
加藤 治彦	証券保管振替機構社長(元国税庁長官)
日本通運(14年6月)	
杉山 雅洋	早稲田大学名誉教授
中山 慈夫	弁護士

一環で、昨年12月の有識者会議による原案を踏まえ、東証が適用対象や開示方法を議論してきた。東証は24日にも上場規則案を公表し、一般の意見公募を経て制度化する。新規規則の適用は今年6月1日から。5月施行の改正会社法は1人以上の社外取締役を促す内容だが、東証はさらに踏み込

んで2人以上とする。対象企業は東証1、2部に上場する約2400社。東証マザーズやジャストックなど新興市場の企業には直接適用しない。新規規則は複数の社外取締役を義務付けるもので

はない。ただ導入しない場合に企業は理由を説明しなければならない。その開示時期は株主総会後とする。必要な説明を企業が怠った場合は東証が社名を公表するほか、悪質と判断したときに違約金を課す可能性もある。

社外取締役には、社外の立場から株主の声も取り入れて経営を監視し、企業の成長を後押しする役目が期待される。1800社強ある東証1部の企業のうち、企業側から独立した立場の社外取締役が2人以上いる企業は全体の5分の1にとどまる。東証1、2部のすべ

ての企業が複数選任したとすれば、新たに3千人超が必要計算だ。東証は同時に、個々の社外取締役の独立性についての詳細な説明は負けるようにする。これまで企業側が必要以上に独立性を考えずる場面もみられ、取引先企業の元経営幹部などから、独立性を確保する必要があるなら「3分の1以上」と明確に株主に伝えることも勧める。企業統治指針では、株主との対話や適切な情報開示を促す基本原則を明記した。社外取締役のほか、持ち合い株の保有理由も説明を求める。役員報酬の決め方や買収防衛策の考え方も株主に向けて説明する必要がある。